

ITU 部会決定第 1 号の改正（案）

ITU-T レビュー委員会の設置に伴い、当該委員会に対する対処等についても、電気通信システム委員会が担当するよう、ITU 部会決定等を改正することを提案します。

1 ITU 部会における委員会の設置及び運営について(平成 23 年情報通信審議会情報通信技術分科会ITU部会決定第1号)

- (1) 決定の改正(案)は別紙1のとおり。
 (2) 新旧対照表

改正後			改正前		
別表 委員会の名称、所掌及び事務局			別表 委員会の名称、所掌及び事務局		
名称	所掌	事務局	名称	所掌	事務局
周波数管理・作業計画委員会	ITU-R 第 1 研究委員会 (SG1) 及び無線通信アドバイザーグループ(RAG)	総合通信基盤局 電波部電波政策課 国際周波数政策室	周波数管理・作業計画委員会	ITU-R 第 1 研究委員会 (SG1) 及び無線通信アドバイザーグループ(RAG)	総合通信基盤局 電波部電波政策課 国際周波数政策室
電波伝搬委員会	ITU-R 第 3 研究委員会 (SG3)	総合通信基盤局 電波部基幹通信課	電波伝搬委員会	ITU-R 第 3 研究委員会 (SG3)	総合通信基盤局 電波部基幹通信課
衛星・科学業務委員会	ITU-R 第 4 研究委員会 (SG4) 及び第 7 研究委員会 (SG7)	総合通信基盤局 電波部衛星移動通信課	衛星・科学業務委員会	ITU-R 第 4 研究委員会 (SG4) 及び第 7 研究委員会 (SG7)	総合通信基盤局 電波部衛星移動通信課
地上業務委員会	ITU-R 第 5 研究委員会 (SG5)	総合通信基盤局 電波部移動通信課	地上業務委員会	ITU-R 第 5 研究委員会 (SG5)	総合通信基盤局 電波部移動通信課
放送業務委員会	ITU-R 第 6 研究委員会 (SG6)	情報流通行政局 放送技術課	放送業務委員会	ITU-R 第 6 研究委員会 (SG6)	情報流通行政局 放送技術課
電気通信システム委員会	ITU-T 全ての研究委員会、電気通信標準化アドバイザーグループ (TSAG) 及びレビュー委員会 (RevCom)	情報通信国際戦略局 通信規格課 ※	電気通信システム委員会	ITU-T 全ての研究委員会及び電気通信標準化アドバイザーグループ (TSAG)	情報通信国際戦略局 通信規格課 ※

※総合通信基盤局電気通信技術システム課、情報流通行政局情報流通振興課及び同局衛星・地域放送課の協力の下、情報通信国際戦略局通信規格課が事務局を運営する。

※総合通信基盤局電気通信技術システム課、情報流通行政局情報流通振興課及び同局衛星・地域放送課の協力の下、情報通信国際戦略局通信規格課が事務局を運営する。

ITU 部会における委員会の設置及び運営について(改正案)

平成 23 年 2 月 25 日
情報通信審議会情報通信技術分科会
ITU 部会 決定 第 1 号
改正
平成 25 年 * 月 ** 日
情報通信審議会情報通信技術分科会
ITU 部会 決定 第 2 号

本部会は、「国際電気通信連合無線通信総会への対処について」(平成 6 年 1 月 24 日電気通信技術審議会諮問第 1 号)及び「国際電気通信連合電気通信標準化部門の活動への対処について」(平成 5 年 4 月 26 日電気通信技術審議会諮問第 2 号)に関する専門的な事項を調査するため、ITU 部会の所掌(平成 23 年 2 月 15 日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第 43 号)第 4 項第 1 号に基づき、委員会を設置し並びに同項第 2 号の規定に基づき、委員会の議事の手続及びその他その運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

1 委員会の設置

本部会に別表に示す委員会を設置する。

2 調査事項

各委員会は、その所掌において、次の事項を調査する。

- (1) 国際電気通信連合 (ITU) 無線通信部門 (ITU-R) に関わる以下の事項
 1. ITU 無線通信総会 (RA) に提出される寄書、勧告案に対する評価及び ITU 無線通信部門 (ITU-R) の研究課題の望ましい作業計画に関すること
 2. その所掌する会合 (これに準ずる会合を含む。) に提出される寄書、勧告案及び研究課題案に対する評価、対処方針等に関すること
- (2) ITU 電気通信標準化部門 (ITU-T) に関わる以下の事項
 1. ITU 世界電気通信標準化総会 (WTSA) に提出される寄書、勧告案に対する評価及び ITU-T の研究課題の望ましい作業計画に関すること
 2. その所掌する会合 (これに準ずる会合を含む。) に提出される寄書、勧告案及び研究課題案に対する評価、対処方針等に関すること

3. 委員会の構成及び運営

- (1) 委員会に属するべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- (2) 委員会の主査は、当該委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員のうちから部会長が指名する。
- (3) 委員会に主査代理を置くことができ、主査が指名する委員、臨時委員又は専門委員がこれに当たる。主査代理は、主査不在の時、その職務を代行する。
- (4) 主査は、委員会の調査審議にあたり必要と認めるときは、委員会の会議に必要と認める者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。
- (5) 主査は、委員会が調査する事項について特に専門的な調査を行う必要があると認めるときは、事務局に、関係者からの情報収集と、当該関係者との意見交換を行わせることができる。
- (6) 主査は、委員会での検討にあたり、事務局に対し、情報通信技術委員会 (TTC)、電波

産業会（ARIB）等の国内の標準化に関する民間団体から、情報収集を行うとともに、当該団体と意見交換を行わせることができる。

- (7) 主査は、必要があると認めるときは、電子メールによる審議を行うことを通知し、会議を行うことができる。この場合、主査が召集する次の会議において報告しなければならない。
- (8) 委員会の議事については、次の部会に報告するものとする。
- (9) 事務局の運営、その他委員会の運営に関し必要な事項は主査が定める。

別表 委員会の名称、所掌及び事務局

名 称	所 掌	事務局
周波数管理・作業計画委員会	ITU-R 第1研究委員会(SG1)及び 無線通信アドバイザーグループ(RAG)	総合通信基盤局 電波部電波政策課 国際周波数政策室
電波伝搬委員会	ITU-R 第3研究委員会(SG3)	総合通信基盤局 電波部基幹通信課
衛星・科学業務委員会	ITU-R 第4研究委員会(SG4)及び 第7研究委員会(SG7)	総合通信基盤局 電波部衛星移動通信課
地上業務委員会	ITU-R 第5研究委員会(SG5)	総合通信基盤局 電波部移動通信課
放送業務委員会	ITU-R 第6研究委員会(SG6)	情報流通行政局 放送技術課
電気通信システム委員会	ITU-T 全ての研究委員会、 電気通信標準化アドバイザーグループ (TSAG)及びレビュー委員会(RevCom)	情報通信国際戦略局 通信規格課 ※

※総合通信基盤局電気通信技術システム課、情報流通行政局情報流通振興課及び同局衛星・地域放送課の協力の下、情報通信国際戦略局通信規格課が事務局を運営する。

概要

WTSAは、国際電気通信連合電気通信標準化部門(ITU-T)における標準化活動の方向性を決める最高意志決定会議として4年に1度開催される。今回は、次研究会期(2013~2016年)の研究課題の承認、具体的な標準化活動を行う研究委員会(SG: Study Group)の議長・副議長の任命、勧告・決議の承認等が行われた。

【日時・場所】 2012年11月20日(火)~29日(木) ドバイ(アラブ首長国連邦)

【議題】 ITU-Tの勧告・決議・研究課題の承認、研究委員会(SG)議長・副議長の任命

【参加国】 105カ国から900名が出席。我が国からは32名が出席。

【対処】 勧告案及び研究課題案については、情報通信審議会の一部答申(本年11月1日、情報通信技術分科会ITU部会で決議)に基づき対処した。

レビュー委員会の設置に関する決議

ITU-Tにおいては、情報通信技術の急速な進展や市場ニーズの変化にタイムリーに対応し、ISO/IEEE等の国際標準化機関・団体における検討状況等も考慮しながら国際標準化活動を進めていくことが必要となっている。このような中、他機関との連携、協力及びITU-Tにおける将来の国際標準化の検討体制等を議論するため、我が国から「レビュー委員会」を設置することを提案。

○ 主な論点: レビュー委員会のITU-T内での位置付けを巡り、議論が繰り広げられた。

- ・ 豪州、イラン、アラブ諸国は、レビュー委員会の設置を支持。
- ・ RCC(旧ソ連諸国)、欧米、アフリカは、新たな委員会の設置に消極的。議論を進める内、TSAGの下に設置する妥協案に移行。

○ 結論: 長時間の議論の結果、基本的に我が国の提案が認められ、以下の結論で決議が承認された。

- ・ WTSAが設置する委員会とする。レビュー委員会はTSAGと連携して活動を行うが、報告書はTSAGを経由してWTSAIに内容を修正することなく提出する。
- ・ レビュー委員会議長は、TSAGのマネジメントチーム(TSAG議長・副議長で構成)に加わり、TSAGとの密な連携を図る。
- ・ 地域レベルでの検討を促進するための、地域グループを設置できる。

○ 委員会の議長として、我が国から前田洋一氏(情報通信技術委員会)が任命された。

ITU-T SGとTTC組織との対応

		TTC																						
		専門委員会											アドバイザーグループ											
		NGN&FN(Future Networks)	信号制御	情報転送	DSL	網管理	IPTV	ICTと気候変動	番号計画	光ファイバ伝送	セキュリティ	メディア符号化	企業ネットワーク	次世代ホームネットワークシステム	移動通信網マネジメント	3GPP	3GPP2	国際連携	インターオペラビリティ	マルチメディア	クラウドコンピューティング			
Study Group	SG2	サービス提供の運用側面及び電気通信管理					◎																	
	SG3	料金、会計原則	(料金政策のためTTC対象外)																					
	SG5	環境と気候変動(気候変動以外) 環境と気候変動(気候変動)			◎										○									
	SG9	映像・音声及び統合型広帯域ケーブル網	(その他SDO等)																					
	SG11	信号要求、プロトコル、試験仕様		◎				○						○		○	○	○			○			
	SG12	QoS、QoE	○				◎	○																
	SG13	移動及びNGNを含む将来網	◎					○				○				○	○	○			○		○	
	SG15	光伝送網、アクセス網基盤			◎	○					○				○									
	SG16	マルチメディア符号化、システム及びアプリケーション						○					○	○	○						○	◎		
	SG17	セキュリティ						○				◎			○									
TSAG	各SG運営・管理、作業計画検討																			○				
RevCom	将来作業計画等																			○				

◎:SG対応を網羅的に主導 ○:SG内の一部の課題に関連

TTC:情報通信技術委員会